枚方市条例第　18　号

枚方市立障害者社会就労センター条例及び市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

（枚方市立障害者社会就労センター条例の一部改正）

第１条　枚方市立障害者社会就労センター条例（平成５年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「第５条第14項」を「第５条第15項」に改める。

（市立ひらかた子ども発達支援センター条例の一部改正）

第２条　市立ひらかた子ども発達支援センター条例（平成31年枚方市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「第５条第18項」を「第５条第19項」に改める。

第６条第３項中「第５条第19項」を「第５条第20項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に改める。

第９条第１項中「第６条の２の２第９項」を「第６条の２の２第８項」に改め、同条第３項中「第５条第18項」を「第５条第19項」に改める。

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第104号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第２条中市立ひらかた子ども発達支援センター条例第９条第１項の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。